

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

また、その整備に当たっては、物流機能の確保、災害時の避難機能の確保及び海上輸送網の維持等、国土強靱化の取組を推進すること。

2. 国際戦略港湾において、ハブ機能の強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備や貨物集約等の総合的な施策を集中的に実施することにより、国際競争力を強化すること。

3. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を軽減するため、防潮（波）堤の整備、耐震化等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を促進すること。

また、津波などの波浪の観測体制を強化すること。

4. 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、港湾施設等の老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実すること。

5. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を進め、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備を推進すること。

6. 養浜事業など海岸侵食事業を推進するため、必要な予算額を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置等を充実すること。

7. 港湾浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物、大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理するための海面処分場を計画的に整備すること。

8. 港湾における物流機能を強化するため、臨港交通施設等の物流基盤施設の整備を推進すること。

9. 漂着・漂流ごみ対策

(1) 都市自治体が漂流・漂着ごみの処理に要した経費に対し、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物地域対策推進事業の補助対象事業の拡大など財政措置を拡充するとともに、海岸漂着物等に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行い、責任の所在とモラルの徹底を取り決めること。

10. 東日本大震災関係

(1) 湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

(2) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。